

## J R小浜線学生帰省助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市出身の大学生等や福井県立大学小浜キャンパスの学生が小浜線を利用して帰省する場合に要する運賃の一部を助成することで、小浜線の利用促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校または高等学校をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在籍する学生または生徒であって、市外に居住し、大学等の就学前に本市の住民基本台帳に記録されていた者をいう。
- (3) 県大生 市内に居住し、福井県立大学小浜キャンパスに在籍する学生をいう。
- (4) 小浜線の区間 敦賀駅から東舞鶴駅までの区間をいう。

### (対象者)

第3条 この助成の対象となる者は、大学生等および県大生とする。

### (対象経費)

第4条 この助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学生等が帰省にあたり小浜線を利用する場合における小浜線の区間の運賃相当額(往復運賃または片道運賃)
- (2) 県大生が帰省にあたり小浜線を利用する場合における小浜線の区間の運賃相当額(往復運賃または片道運賃)

2 小浜線の区間に係るものであっても定期乗車券は対象としない。

### (助成金の申請者)

第5条 この助成金の申請をすることができる者(以下「申請者」という。)は、市税に滞納がない者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 大学生等および県大生(18歳以上の者に限る。)
- (2) 大学生等の保護者であって、本市の住民基本台帳に記録されている者

### (助成金の額等)

第6条 助成金の額は、対象経費に100分の80を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者または申請者がおばませんサポーターの資格を有する場合の助成金の額は、対象経費に100分の82を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 対象経費について、この助成以外の助成または補助を受けている場合は、この助成金を受けることができない。

4 同一の対象者に係る助成金の額は、同一年度内において5,000円を上限とする。

### (助成金の申請および請求)

第7条 申請者が助成金の交付を受けようとするときは、福井県電子申請サービスを使用して、J R小浜線学生帰省助成金申請書兼請求書(様式第1号)に学生証および小浜線を利用したことを証するものの写しを添えて、市長に申請および請求しなければならない。

2 前項の申請および請求は、小浜線を利用した日から起算して30日以内または利用した

日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(助成金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、JR小浜線学生帰省助成金決定通知書(様式第2号)をもって当該申請者に交付を決定した旨を通知し、申請者の指定する金融機関に口座振替により助成金を交付するものとする。

2 市長は、当該月の初日から末日までに提出された申請書兼請求書に係る助成金を翌月末までに支払うものとする。

(助成金の返還等)

第9条 市長は、申請または請求に虚偽または不正があったときは、申請者に対する助成金の交付を取り消し、その全部を返還させるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

小浜市長 松崎 晃治 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 番 号  
メールアドレス  
サポーター会員番号

J R小浜線学生帰省助成金申請書兼請求書

J R小浜線学生帰省助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請および請求します。また、市税の滞納がないことを確認するため、私の市税の納付状況を照会することに同意します。

記

<助成対象者>

氏 名		サポーター会員番号	
大学等の名称			
居住地の住所			
帰省先の住所			

<小浜線の利用状況>

	乗車年月日	小浜線利用区間	小浜線の区間の運賃
往路			(A)
復路			(B)

<助成対象額・補助率>

助成対象額(A)+(B)	(C)	助 成 率	(D)
--------------	-----	-------	-----

<申請および請求額>

申請および請求額 (C) × (D)	(10円未満切捨)	交付決定額 (市記入欄)	
-----------------------	-----------	-----------------	--

<助成金の振込先>

金 融 機 関			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義			

様

小浜市長

**J R小浜線学生帰省助成金決定通知書**

年 月 日付け J R小浜線学生帰省助成金申請書兼請求書で申請のありました J R小浜線学生帰省助成金については、 J R小浜線学生帰省助成金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり交付することしたので通知します。

なお、助成金の支払いは、年 月 日を予定しております。

助成金交付決定額 金 円

(積算) 小浜線の区間の運賃(相当額) × % (10円未満切り捨て)